# 事前評価調書

I 事業概要													
事	業名		農業農村整備事業(緊急農地防災事業)										
地	区名	せんげん	나(서ぼ)かりゅう -間堀下流地区										
事	業箇所	いちの記	***し <b>'市</b>										
事業のあ らまし		地要地しはこと	本地区は、愛知県西部の一宮市に位置し、一級河川縁葉川東部の流域面積 367ha の低平な農業 地域である。また、南部中学校や浅野小学校といった公共施設等もあり、市民生活のうえでも重要な地域になっている。 地区内の排水は、千間堀川排水路から一級河川縁葉川へ流下している。 しかし、流域開発による降雨流出量の増加により排水路の排水能力が不足し、豪雨時にはしば しば農地や農業施設、公共施設に湛水被害が生じている。 このため、排水能力が不足する本排水路の改修整備をすることにより湛水被害を防止し、農業 全営の安定と県民生活の安全・安心を図ることを目的として、2020 年度から事業を実施するもの である。										
事業目標		する	【達成(主要)目標】 排水能力が不足する排水路を改修整備し、農地、農業施設及び公共施設等の湛水被害を防止 する。 (計画基準雨量:341mm/3 日、1/20 年確率雨量) 【副次目標】 -										
_	طلد ↔		事業費		内訳								
事業費			9.0億円	■工事費	■工事費 7.2 億円、■用補費 0.2 億円、■その他 1.6 億円								
事業期間		採扔	予定年度 202	20 年度	着工予定年度	图 2020 年度 5		完	成予定	年度	2025 4	年度	
事	業内容	排水	i水路 750m										
Ⅱ 評価													
1) 必要 (1) 事業 の必要性 判定			地区内の排水を担う千間堀川排水路は能力不足であり、農地、農業用施設及び公共施設等に湛水被害が生じているため、排水能力を確保するための整備を行う必要がある。また、「土地改良事業の費用対効果分析マニュアル」(2015 年 9 月)に基づき算定した B/C は 8.41 で 1.00 を超えている。  A: 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。  【理由】										
	4) + 10 = 1		排水路の整備により排水能力を確保し、湛水被害を未然に防止する必要があるため。										
1) 事業 ② 事業の 実効性 2) 地元		項目 工種 区分 工		事業費(億	也補償 <u>§(千間堀川排水路)</u> 事業費(億円)		4		7.5		1.5		
性	2) 地元の合 意形成		本地区は土地改良法に基づく申請事業であり、事前に地元関係者への説明などを行っており、概ね合意が得られている。 近年の局地的な豪雨の頻発などから、早期着手が望まれている。										

Α

A: 事業計画の実効性が期待できる。

B: 事業計画の実効性が期待できない。

判定

#### 【理由】

円滑に事業が実施できる環境が整っており、計画の実効性が確保されている。

## Ⅲ 対応方針(案)

事業実施が妥

事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価ですべてA判定であるもの。

当である。 事業実施は

事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。

## IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後 年目) □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

\_

#### 【主な評価内容】

事業後の湛水被害の有無を確認

※事業完了後 5 年以内に計画規模と同等の降雨が発生した場合、その降雨により評価する。ただし、事業完了後 5 年以内に計画規模と同等の降雨が発生しなかった場合は、事業完了後 5 年間の最大規模の降雨により評価する。